

授業コード	JP11020010	開講年度・学期	2021年度後期
科目授業名	統治の基本構造		
英語科目授業名	Constitutional Structures		
科目ナンバー	JAEPU7702	必修・選択	必修
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名 (代表含む)	渡邊 賢		
科目の主題	統治の基本構造についての全体的な見取り図を提供するとともに、実効的なガバナンスを維持するための仕組みを理解することを目的とする。講義方法としては、原則として講義形式で行うが、できる限りケース・メソッド方式を取り入れ、裁判例を中心的な素材とすることにより、問題の具体的把握及び講義の双方向性を確保する。		
授業の到達目標	法律基本科目のなかでも、この科目は3年課程の1年次に開講されるもので、いわゆる未修者を対象とするものである。この講義のこのような位置づけを前提として、この講義では、日本国憲法における統治機構のあり方の全体像と、個別の規定による統治機構の規律のあり方を検討する。この検討を通して、受講生が、統治機構に関する個別の憲法の規定に関する基本的な判例・裁判例及び学説を理解することが、この講義の第一の到達目標である。また、これら判例・裁判例が判断の対象とした具体的な仕組みと事例をきちんと押さえていくことを通して、具体的な仕組みや事例のなかに含まれる憲法上の問題点を発見する能力を身につけ、それを向上させることが、この講義の第二の到達目標である。		
授業内容・授業計画 ①	<p>(1) (2) 国会の地位 国会の憲法上の地位を確認の後、特に「全国民の代表機関としての国会」を中心に取り上げる。党籍変更をした国会議員に対する損害賠償請求に関する簡単な下級審判決（名古屋地判平成12・8・7判時1736・106）を素材とすることにより、代表機関性に関する一般論を理解しつつ、党籍変更をめぐる発生する問題を考察する。</p> <p>(3) (4) 議員の免責特権 国会の権限・衆参両議院の権限・議員の権限につき概観の後、議員の免責特権について、議会における発言と損害賠償責任の有無が問われた判例（最判平成9・9・9民集51・8・3850）を素材として検討を行う。</p> <p>(5) 委任立法の役割と限界 委任立法の種類・必要性和その立法的・司法的統制方法につき概観し、特に司法的統制方法を比較法的見地も含めて見ていく。その上で委任立法の限界に関する事例（最判昭和49・11・6刑集28・9・393、最1判昭和56年10月22日刑集35巻7号696頁）を取り上げる。</p> <p>(6) 国会と内閣 行政権の捉え方に関する従来の学説を紹介し、我が国の議院内閣制の下における立法権と行政権の関係につきありうる理解の全体像を把握する。その上で、法律による行政の原理のうち、法律の留保論につき、最判昭和55・9・22刑集34・5・272を素材に検討する。</p> <p>(7) 内閣総理大臣の職務権限 わが国における政策決定プロセス（法律の制定からその実施まで）を、具体例に即して概観することを通して、各アクターがいかなる権限を有し得るかを理解した上で、内閣総理大臣・国務大臣の職務権限につき、判例（最判平成7・2・22刑集49・2・1）を素材として、検討する。</p> <p>(8) 司法権の意味と限界 司法権概念につき、判例（最判昭和56・4・7民集35・3・443）に沿いながら、一般的な説明を行う。これを前提として、政治問題の法理につき判断をした二つの判例（最判昭和34・12・16刑集13・13・3225、最判昭和35・6・8民集14・7・1206）を取り上げ、政治問題の法理の射程範囲を検討する。また、地方議会議員に対する出席停止処分に係る最大判昭和35・10・19民集14巻12号2633頁、除名処分に係る最大判昭和35・3・9民集14巻3号355頁を比較することを通して、いわゆる団体内部問題と法律上の争訟との関係に関する議論を考察する。</p>		

<p>授業内容・授業計画 ②</p>	<p>(9) 違憲審査制 違憲審査制に関する二つのタイプ（具体的審査制と抽象的審査制）を説明の後、立法行為（不作為）と国賠請求に関する二つの判決（最判昭和60・11・21民集39・7・7）</p> <p>(10) 平和主義 憲法9条をめぐるこれまでの政府解釈の変遷、裁判所（裁判例として最判昭和34・1・2・16刑集13・13・3225、札幌地判昭和48・9・7判時712・24、札幌 高判昭和51・8・5判時821・21）における憲法9条解釈、学説の9条理解を対比し、それぞれの解釈相互間の異同を明らかにしつつ、9条に関連する政府の諸施策のあり方を憲法9条がどの程度規律してきたかを見る。</p> <p>(11) 地方自治と政府間関係 「地方自治の本旨」をめぐる規定内容（の難解さ）を理解する。その上で、我が国における地方政府の施策と国の施策との連動につき、地方公務員の給与決定システムとそこに含まれる問題を、判例（最判昭和51・5・21刑集30・5・1178）を踏まえつつ、人事院減額遡及勧告と人事委員会給与減額遡及勧告を素材として、考察する。</p> <p>(12) 条例論 法律の先占と条例制定の可否につき、判例（最判昭和50・9・10刑集29・8・489）の提示する基準を理解した上で、いわゆる上乗せ・横出し条例をめぐるいくつかの事例を素材として、条例の法律違反性の判定方法等につき検討を行う。同時に、那覇地判平成12・5・9判時1746号122頁を素材としていわゆる住民投票条例の問題も考察する。</p> <p>(13) 行政手続法制 行政活動に対する国民「参加」のありうる態様につき、統治機構全体においてわが国憲法が予定している全体像の中で「行政手続」への国民の「参加」が有する意義を考察することを通して、判例（最大判昭和47・11・22刑集26・9・554、最大判平成4・7・1民集46・5・437）において示されている、憲法論としての行政手続保障の理解を検討する。</p> <p>(14) 全体の総括 国民主権と国民代表及び権力分立機構の全体像を通して、わが国憲法の下で実効的なガバナンスを維持するための仕組みがどのようになっているのかをまとめる。</p> <p>(15) 期末試験</p>
<p>事前・事後学習の内容</p>	<p>憲法の概説書により基礎的な知識を理解していることを前提として、裁判例のある領域に関する講義では、判例評釈等も手がかりとして予習することが求められる。受講後は毎回きちんと復習すること。</p>
<p>評価方法</p>	<p>絶対評価 各講義における質問や議論への参加の状況（成績評価全体のうち15%の比重を占める）及び学期末の試験（同じく85%の比重を占める）により評価を行う。</p>
<p>受講生へのコメント</p>	<p>講義の予習と復習を怠らないようにすること。憲法だけでなく国会法などのいわゆる憲法付属法についても、登場する条文は必ずその都度参照すること。</p>
<p>教材</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・野中俊彦＝中村睦男＝高橋和之＝高見勝利『憲法Ⅰ、Ⅱ〔第5版〕』（有斐閣、2012年） ・長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選Ⅰ、Ⅱ〔第6版〕』（有斐閣、2019年）。 ・大阪市大憲法判例集Ⅰ＆Ⅱ（大阪市大で教材用に作成したもの） ・担当教員が指定する判例・学説等